

第23回期 第27回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和元年9月19日(木) 午後1時30分から午後3時50分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 正一
同 (同)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	関根 榮治
同 (中根松)	江田 利光
同 (大草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	小室 勝弘
同 (染)	川音 光平
同 (小貫・太田輪)	八木沼 進
同 (山白石)	佐藤 博
同 (同)	圓谷 広行

4 欠席委員(なし)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岡部 真

主 査 圓谷 恭幸

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。</p> <p>会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第27回浅川町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>あらためまして、皆さんこんにちは。第27回浅川町農業委員会総会を招集いたしましたところ、皆様には大変お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>稲刈り時期となり、朝晩はめっきり寒くなってきました。先般の台風15号の影響で倒伏している状況がかなり見られます。本日は議案審議後に稲作作況調査があります。例年よりも細かく判断してもらうよう願います。</p> <p>また、早い方は稲刈りも始まっているようですので、農協に確認しましたところもち米やひとめぼれの検査が明日から始まるようで、委員さんの中にはもうすでに検査の手続きをとられている方もいるかと思えます。そのような中で刈取りをしている農家さんからすれば、今年の作況が気になるかと思われれます。</p> <p>本日の議案は2件となっておりますが、いつものように慎重審議のほどよろしく願います。</p>
会 長	<p>本日の農業委員の出席は10名中10名です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第27回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。なお、推進委員の出席は11名中、11名です。</p> <p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。</p> <p>浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、1番、會田陽子委員、2番、酒井秀忠委員を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の圓谷主査を指名いたします。</p> <p>それでは、議事日程第3、議案第60号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第60号、農地法第3条①について、中根松地区推進委員、江田利光委員の調査報告および意見を求めます。</p>
江田委員	<p>はい。中根松地区推進委員の江田利光です。議案第60号農地法第3条①について調査結果の報告および意見を申し上げます。</p>

	<p>譲渡人、*****さん、譲受人、*****さん、以下議案書に記載のとおりとなります。</p> <p>9月8日、午後1時30分より地区副担当の会田委員および譲渡人、譲受人立会いの下、現地にて調査をいたしました。*さんと***さんは従姉弟関係であります。平成19年に農地所有者の*****が亡くなり、相続から所有権を*さんに移すまでの一連の手続きを完了させました。しかし、今回申請地は村外であったため、手続きが漏れてしまっていたとのことです。所有者の子である***さんが相続したのですが、***さんは実際には実家を継ぎ、田んぼを耕作している*さんの名義にしたいということです。農地法第3条第2項の1号から7号までに該当する項目はなく、所有権の移転については許可相当であるとみてまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	<p>補足説明申し上げます。</p> <p>譲渡人*****さんは**、譲受人*****さんは**の方です。譲渡人は**出身で、譲受人とは従姉弟の関係にあります。申請農地はこれまで譲渡人の親名義でしたが、亡くなったことにより子どもである***さんが相続しました。ですが、*さんが家業を継いでいること、農地の近くに住んでいて管理をしやすいこと、自分は高齢で身体面でも農業に携わることができないことなどから、所有権を譲りたいということになり、本申請に至りました。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第60号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第60号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第60号、農地法第3条①は許可決定いたします。</p> <p>次に、議案第61号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	【議案朗読】

会 長	議案第61号、農地法第5条①について、東大畑・畑田地区推進委員、小室勝弘委員の調査報告および意見を求めます。
小室委員	<p>はい。東大畑・畑田地区担当推進委員の小室勝弘です。議案第61号農地法第5条①について調査結果の報告および意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人、*****さん、譲受人、*****、以下議案書に記載のとおりとなります。</p> <p>11日、午後1時30分より地区副担当の角田委員、譲渡人、譲受人および今回申請の委任を受けた行政書士さんも一緒に立会いの下、現地にて調査をしてまいりました。譲受人は埜町でガス販売やランドリー経営を行っています。浅川町でもコインランドリーを作るために、譲渡人から農地を買い受けるということです。駐車場の雨水などは排水溝に流し、汚水は町公共下水道に流して処理する計画です。周辺住宅、農地に支障のないようにするとのこと。その他調査事項であります一般基準の(1)から(12)について該当する項目はなく今回の転用について何ら問題ないとみてきましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明をお願いいたします。
事務局長	<p>農地転用許可の検討事項ということで補足説明いたします。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に2以上の公共施設または公益的施設がある区域にある公共施設便益地域内農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。</p> <p>転用目的は、コインランドリーを建設するための敷地で、適当であると思われます。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、</p> <p>転用に必要な資力、信用については、全額自己資金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は許可日から5か月の2月末までとされており該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、建築基準法等について許可見込であり該当しません。</p> <p>法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっており、申請地のみの計画のため該当しません。</p>

<p>会 長</p>	<p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、コインランドリー敷地として適当な面積であり該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、ランドリーが目的ですので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、周辺は宅地化が進み農地の拡がりはなく支障ありません。なお、汚水は公共下水道による処理、雨水は既設の町道側溝に放流する計画となっております。以上です。</p> <p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第61号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第61号①について、許可相当と決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第61号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。(1)「本県農業の発展に向けた要請」に関する検討について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>福島県農業会議より、「本県農業の発展に向けた要請」(検討素案)に対する検討依頼がきておまして、皆様には事前に郵送させていただきました。</p> <p>5月の総会において令和2年度の農業施策への要望ということで検討していただいております。今回の素案は5月に出席された各委員会の意見をふまえ、福島県農業会議において作成したので、検討いただきたいという趣旨でございます。内容について今一度ご確認いただき、皆様からさらに何かご意見等ございましたら、この場を出して検討していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、事前に送付しており、目をとおされてあるかと思っておりますので、皆さんからこの件についてご意見等ございますか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>意見がないようですので、素案に対して異議なしということで農業会議に報告したいと思います。</p> <p>次に、(2)令和元年度稲作作況調査について事務局より説明を求めます。</p>

事務局長	<p>別紙、「令和元年度稲作作況調査地区別割当表」をご覧ください。事務局の方で勝手ながら班分けをさせていただきました。◎印が付いている方に班長をお願いしたいと思います。○印が付いている方には車の運転をお願いします。車は、道路を渡った向かい側の砂利敷きの駐車場の駐在所側にあります。準備が済みましたら駐車場にお集まりください。鍵をそこでお渡しさせていただきます。</p> <p>調査の方ですが例年同様でありまして、まず、全員でこれまで標準田としてきた東大畑の田んぼに行き、そこで銘柄と予想平均反収を検討します。その後、班ごとに各地区2～3か所、見ていただきます。場所の選定についてはお任せしますので班長を中心に各地区、平均的な田んぼを検討してください。</p> <p>班長はお手元の「令和元年度稲作作況調査票」に調査結果を記入し、総会の中で報告してください。調査票にも作年度の平均反収が記載されてございますが、あくまでも地区の平均反収ということで数字をご報告いただきたいと思います。</p> <p>今の時刻が2時ですので、3時30分頃目安で総会を再開したいのでそれまでには役場にお戻りください。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは総会は一旦休議とし、さっそく稲作の作況調査に出向きたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>(休議14時00分) (再開15時30分)</p>
会 長	<p>大変お疲れ様でした。皆様お揃いですので、総会を再開いたします。それでは、調査結果を1班の班長から報告をお願いします。</p>
会田委員	<p>はい。大草地区・中里地区・根岸地区・松野入地区の4地区ですが、大草、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。中里、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。根岸、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。松野入、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。と調査しました。以上です。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございます。続きまして、2班の班長をお願いします。</p>
小宅委員	<p>はい。福貴作、里白石班です。里白石ですが二つありまして、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。反収660キロ、11俵、天のつぶ。福貴作は、反収540キロ、9俵、コシヒカリ。以上です。</p>
会 長	<p>はい、続きまして3班の班長をお願いします。</p>
八旗委員	<p>はい。染・小貫・太田輪地区を調査いたしました。染、540キロ、9俵、コシヒカリ。小貫、540キロ、9俵、コシヒカリ。太田輪地区は二つありまして、540キロ、9俵、コシヒカリと540キロ、9俵、ひとめぼれ。以上です。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございました。続きまして4班の班長をお願いします。</p>

佐藤委員	はい。東大畑、反収540キロ、9俵、コシヒカリ。畑田、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。山白石につきましては2つで、450キロ、7.5俵、コシヒカリ。もう一つが反収450キロ、7.5俵、ひとめぼれ。以上です。
会 長	はい、ありがとうございました。5班の班長お願いします。
関根委員	はい。5班の調査結果ですが浅川、反収510キロ、8.5俵、コシヒカリ。滝輪、540キロ、9俵、コシヒカリ。箕輪、510キロ、8.5俵、コシヒカリ。袖山、510キロ、8.5俵、コシヒカリ。以上です。
会 長	はい、どうもご苦勞様でした。結果につきましては、事務局でとりまとめをいたしまして、次回の総会時にお配りしたいと思います。 それでは、本日の議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。皆さんからその他何かございませんか。
会 長	それでは、委員の皆様からはないので事務局より連絡事項をお願いします。
事務局長	はい。まず一つ目ですが、次回総会ですが10月17日木曜日、午後1時30分を予定しております。 皆様に依頼してあります農地利用状況調査ですが、今月末までに調査票の提出をお願いします。 それから、皆様にお配りしてあります封筒に記載がありますが、前期の報酬につきましては9月30日に支払予定となっております。 また、9月2日の前期農業委員会研修会の会計報告があります。若干、残りだったので通帳の方に入金しております。 そして、11月15日開催の県下農業委員会大会ですが、次回総会で出欠を取りまとめますので、よろしく願いいたします。お配りしてある県下農業委員会大会の開催要領を見ますと、福島飯坂で午後1時から開会ですので、昼食も考えた時間で集合時間を設けると9時ごろかと思われ。閉会が午後3時40分ですので浅川到着が午後6時近くになるかと思えます。移動時間も含めまる1日かかる研修でございますので、参加できるか予定の確認をお願いします。以上でございます。
会 長	事務局より連絡事項終わりましたが、委員の皆さんから何でも結構ですので何かありましたならお願いします。
会 長	ないので、それでは、以上を持ちまして第27回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。

--	--

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)